

## 令和6年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書に係る措置状況通知

意見・要望事項（監査委員の意見・要望事項）	措置内容、対応、考え方等（意見・要望事項に対する所管の回答）	
	担当部課	総合行政部 行政管理課、総務部 防災危機管理課 市長公室 政策推進課
<p><b>(1) ガバナンスの担当所管について</b></p> <p>ガバナンスとは、「組織を健全に運営するための管理体制」のことですが、近年では、組織において不祥事が起きると「ガバナンスが機能していない」と見なされ、ガバナンスが機能しない組織の状況下では、不祥事や問題の早期発見、防止策の実施に遅れが生じるリスクが高く、業務の質や職場環境にも影響が懸念される。</p> <p>本市政運営においては、ガバナンス担当の所管が明確化されていないため、組織全体の管理体制や運営状況の一元的な把握が困難となっている。</p> <p>今後については、担当所管を明確に位置付け、定期的な管理状況のモニタリングと各部署との連携を強化する仕組みの整備が求められる。これにより、問題の早期発見、迅速な対応が可能となることから、より一層「健全な組織体制の構築」を進められたい。</p>	<p>担当部課</p>	<p>市政運営において、健全な組織体制を維持するための管理体制の運用は極めて重要であると認識しており、市では組織の基本単位を各所属として、まずは所属における、いわゆる報連相の励行や風通しの良い職場づくりなど、お互いの理解を含め、活発なコミュニケーションを図ることが、事務処理上の不適切事案等の発生を防止するために肝要である考えております。</p> <p>各所属長はその視点に立ち、健全な組織運営に尽力しておりますが、万一、不適切事案等が発生した場合は、危機事象として「志木市危機管理指針」を踏まえ、防災危機管理課が一元的に危機事象案件の把握及び情報の収集を行うとともに、関係各所との迅速な情報の共有等を行う体制を整備しており、総合調整を図っているところであります。</p> <p>今後におきましても、現行の組織体制による危機事象への対応を基本としつつ、適切な管理、運営を行ってまいります。</p>

意見・要望事項（監査委員の意見・要望事項）	措置内容、対応、考え方等（意見・要望事項に対する所管の回答）	
(2) 新たな財源の確保について	担当部課	総合行政部 行政管理課
<p>安定的な財政運営を維持していくためには、的確な歳入の確保が強く求められている。市の歳入には、最も大きい「市税」や、特定の政策や事業を実施するための「国県支出金」、さらには自治体間で生じる財政力の格差や税収の不均衡を是正するための、国の「交付金」「交付税」など、これら従来の財源は法令に則り歳入されるものであるが、安定的な財政運営のためには、これらに加え、今後も市及び職員の努力による新たな財源の確保が不可欠である。</p> <p>例えば、6年度決算では「資源物売却代金」が4,183万円、「自動販売機に係る建物貸付収入」が642万円、「基金や上下水道会計の預金運用等の資産運用」でも780万円の歳入があるなど、市税以外の多角的な歳入確保策として、実績をあげている。今後も、貴重な財源であることから、施設・資産の有効活用などを踏まえ、積極的かつ戦略的に新たな収益モデルの創出を図られたい。</p>		
<p>新たな財源の確保は、市として重要な取組みであると認識しており、現在、市庁舎においては飲料水の自動販売機や、総合窓口課の発券機等に係るデジタルサイネージなどにつきまして、公募入札等を実施し、継続的な財源確保に努めているところであります、さらなる財源確保につきましては、今後も他の自治体の取組事例等も参考にしつつ、調査・研究してまいります。</p>		
<p>担当部課</p> <p>総務部 財政課</p> <p>持続的に安定した行政サービスを提供するためには、国県支出金のみならず、自主財源の確保が重要であると認識しており、現在、公共施設安心安全化基金など各種基金を会計課と連携のもと、定期預金へ預け入れるなどの資産運用により財源確保に努めているところであります。</p> <p>また、企業版ふるさと納税においては、民間事業者のノウハウを活かし、寄附が期待できる企業への働きかけをするマッチング支援事業を委託するなど、積極的な収益モデルの創出にも取り組んでいるところであります。今後、受益者負担の適正化の観点から、公共施設の使用料や利用料、証明書発行手数料をはじめとする各種手数料につきましても、昨今の物価高騰などに伴う光熱水費等の上昇や人件費の高騰などを踏まえた適正な見直しを図ってまいります。</p>		

意見・要望事項（監査委員の意見・要望事項）	措置内容、対応、考え方等（意見・要望事項に対する所管の回答）	
	担当部課	会計課
	<p>歳計現金及び基金につきましては、定期預金として金融機関に預け入れることで、一定の運用利子を確保してまいりました。また、定期預金を組むに当たっては、必ず2者以上の金融機関に見積もりを徵し、最高金利を提示した金融機関へ預け入れております。</p> <p>今後におきましても、引き続き、中長期的な観点から歳入歳出執行状況を見極め、利子獲得に努めてまいります。</p>	

意見・要望事項（監査委員の意見・要望事項）	措置内容、対応、考え方等（意見・要望事項に対する所管の回答）	
(3) おくやみ窓口について	担当部課	市民生活部 総合窓口課
<p>現デジタル庁の前身である内閣官房IT総合戦略室におけるデジタル・ガバメント実行計画の一環として推進された「死亡・相続ワンストップサービス」で、全国の自治体で導入が進んでおり、本市においても、ご遺族の不安や負担を少しでも軽減できるよう、令和6年4月から「おくやみ窓口」を開設し、市役所での手続きの支援を行っている。</p> <p>市民のニーズを捉え、市民の利便性の向上を図った本事業を高く評価するところであるが、利用申請者が増加している中で、職員負担の増加や人員不足により予約枠の拡大について、課題があることも浮き彫りとなっている。業務負荷の軽減策として、担当職員の適正配置や増員の検討が急務であるが、加えて、業務プロセスの見直しやICT導入等による効率化策も検討し、市民サービスのさらなる向上を目指していただきたい。</p>	<p>1.業務プロセスの見直しについて</p> <p>「死亡・相続ワンストップサービス」は、一か所の窓口で死亡時の主な手続きをご案内する仕組みであるが、本市で実施している「おくやみ窓口」では、総合窓口課の窓口において、担当課の職員が入れ替わることで対応しており、多くの自治体で採用されている、委託業務による「おくやみコーナー」の運営と比べ、詳細なご案内ができることから、ご遺族にとって負担軽減などのメリットは十分にあるものと考えております。しかしながら、現状では、利用の予約に基づき、各課が必要な手続きを洗い出し、総合窓口課で取りまとめ、利用者へご案内する形を取っており、アナログ的な運用であることから、今後は、他の自治体における事例等の調査・研究を行い、効率的な運営を目指し、制度を磨き込んでまいります。</p> <p>2.ICT導入等による効率化策の検討について</p> <p>デジタル庁の推奨する「おくやみシステム」は、導入に際して一定程度の費用を要し、ご案内できる内容も簡易的なものに留まることから、サービスが減退する恐れもあり、現時点での導入は考えておりません。一方で、本市における「おくやみ窓口」は、前述のとおりアナログ的な運用を行っていることから、作業を一括管理できれば、大幅な効率化が見込めると考えており、プログラミングの知識がなくても、業務アプリ等を開発できる「ノーコードプログラミングソフト」による独自システムの開発も視野に検討を進め、費用面に配慮しつつ利便性向上と効率化を図ってまいります。</p>	

意見・要望事項（監査委員の意見・要望事項）	措置内容、対応、考え方等（意見・要望事項に対する所管の回答）	
(4) 手数料等の見直しについて	担当部課	総務部 財政課
<p>利用者が受けたサービスの費用は、「受益者負担の原則」に基づき、税金ではなく、利用者がサービスに対して適正な料金負担をすべきとの考え方は遵守されなければならない。しかしながら、物価高騰、人件費や光熱水費、原材料費の上昇により、委託料などのランニングコストも値上がりしており、従来の料金体系との乖離が生じている可能性がある。</p> <p>そこで、料金設定について、今後、現状のコスト構造との整合性を精査し、近隣市の事例や動向を踏まえたうえで、手数料等の見直し基準を作成し、透明性の高い手数料等の適正化を早期に実施されたい。</p>	<p>手数料等の見直しにつきましては、「受益者負担の原則」の観点から、社会情勢を踏まえたコストの精査や、近隣他市の状況及び類似団体の料金類型との比較などにより、透明性を持った適正な見直しを図ってまいります。</p>	

意見・要望事項（監査委員の意見・要望事項）	措置内容、対応、考え方等（意見・要望事項に対する所管の回答）	
	担当部課	総合行政部 行政管理課
<p><b>(5) プロポーザル方式による契約の執行について</b></p> <p>プロポーザル方式による契約事務の執行については、価格競争だけではなく企画提案や技術提案などといった側面を評価し、より事業効果を重視する観点からその運用も年々多くなっており、特に、近年、計画策定や福祉施設の管理運営に係る契約など高額な契約をプロポーザルで行うケースが多く見受けられる。</p> <p>本市においては、統一的な「プロポーザル方式による契約の選定に関するガイドライン」が設けられ、そのガイドラインに沿って契約事務を進めているところである。しかしながら、プロポーザルはあくまでも入札の例外で、随意契約としての性格上、不透明さや疑念を持たれないためにも再度ガイドラインを精査し「プロポーザル方式採用理由の明記」、「実施にあたっての実施要領の策定と公表」、「審査基準の策定」、「選定委員会の開催」、「選定結果の公表」など、なお一層プロポーザル契約の基本に立った透明で適切な事務執行に心がけられたい。</p>	<p>プロポーザル方式による契約事務の執行については、不透明感や疑念を持たれないよう、適切に事務を執行する必要があると認識しております。</p> <p>ご意見等にもありますが、プロポーザル方式の採用や実施要領の策定等はにつきましては、「志木市プロポーザル方式による契約の相手方の選定に関するガイドライン」及び関係書類の「プロポーザル方式対象業務等チェックシート」、「評価基準（例）」に基づき、各所管課にて適切に行っているところですが、ご意見等も踏まえ、必要に応じて、ガイドライン等の精査、見直し等を適宜実施し、適正な契約事務の執行に努めてまいります。</p>	

意見・要望事項（監査委員の意見・要望事項）	措置内容、対応、考え方等（意見・要望事項に対する所管の回答）	
	担当部課	総合行政部 行政管理課
<p><b>(6) 議会への情報の提供について</b></p> <p>議会と執行部の間での情報共有は、その役割や立場の違いがあり、どのように対応するのかが課題となっている。</p> <p>例えば、訴えの提起に関する案件は議会の議決案件であるが、結審後の議会への報告義務はなく、また地方自治法施行令の改正に伴い、随意契約の基準額について、工事請負契約は130万円から200万円へ、業務委託契約は50万円から100万円に変更されたが、これらについても、議会への報告義務はない。</p> <p>しかしながら、これらの情報は市政運営を進めるうえで、非常に重要な情報であり、議会との間で情報の提供に不均衡がはってはならない。このことから、今後、どのように議会に提供をしていくかについて、情報提供のルールを議会と執行部で協議のうえ、明文化し、定期的かつシステムティックに情報を提供する体制を確立していただきたい。</p>		<p>住民の代表である議会へ執行部が情報を提供することは、非常に重要であると認識しており、議会に対する重要な案件の情報提供につきましては、従来から適宜行っているところであります。</p> <p>市政運営のさらなる円滑化を図るため、いただいたご意見等を踏まえ、今後、提供する情報等の精査、方法等に関する関係各所と協議を行ってまいります。</p>